

沖縄県総合教育会議運営要綱

(平成27年8月4日 沖縄県総合教育会議決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、沖縄県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 知事は、会議を招集するときは、会議を開催する日の7日前までに、会議の日時、場所並びに協議及び調整する事項を教育委員会に通知するものとする。ただし、知事が緊急に会議を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、沖縄県総務部総務私学課のホームページに掲載して公表するものとする。

(議長)

第3条 知事は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととしたときは、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

(会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第6条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、次の掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議及び調整に係る事項並びに出席者の発言要旨
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部総務私学課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月4日から施行する。